



障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細は下のお問い合わせ先でご確認ください。</p>		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェアなどの業務用被服費

ご利用条件について

- (1) 次の研修(※1)を受講し、修了した方(※2)及び介護福祉士資格をお持ちの方
- 介護職員初任者研修
 - 居宅介護職員初任者研修
 - 障害者居宅介護従事者基礎研修
 - 重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)
 - 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること)
 - 行動援護従事者養成研修 等

※1 所定の研修については、お問い合わせ先でご確認ください。

※2 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

- (2) 障害福祉サービスを提供する事業所等に障害福祉職員として就労した若しくは就労を予定している方
- (3) 就労するまでの間に福祉マンパワーセンター等において求職登録を行った方
- (4) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (5) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター (TEL: 027-226-5411)

※ 利用条件等詳細については、上記お問い合わせ先にご確認ください。